

原議保存期間 10年
平成30年12月31日まで

各管区警察局長 殿
各都道府県警察の長

警察庁丙交指第18号、丙交企第41号
平成20年4月14日
警察庁交通局長

交通事故に係る被害者対策の一層の推進について

交通事故の被害者又はその遺族（以下「交通事故被害者等」という。）を始めとする国民の要望も踏まえ、平成19年には、道路交通法の一部改正により救護義務違反の罰則の強化が、刑法の一部改正により自動車運転過失致死傷罪の新設及び罰則の強化が行われたところである。

このような国民の要望に的確に対処するため、警察としては、交通事故事件に対する捜査及び交通事故被害者等の心情に配意した被害者対策を一層適正かつ確実に行う必要がある。

被害者連絡については、交通事故被害者等から、交通事故被害者等に対する捜査状況等の説明が捜査中であるとの理由により十分に行われていないとの指摘、あるいは被害者連絡等を行った警察官の言動により精神的被害等の第二次的被害を受けたとの指摘がなされるなど、交通事故被害者等に対する被害者連絡の徹底及び交通事故被害者等の心情に配意した適切な被害者対策の実施が求められている。

このため、交通事故被害者等に対する被害者連絡の組織的かつ斉一な対応を確保するための体制を整備するとともに、交通事故被害者等の心情に配意した被害者対策を適切に実施するための教養の強化を図ることとした。

そこで、各都道府県警察にあっては、下記の事項の措置をとり、被害者対策の一層の推進に努められたい。

記

1 被害者連絡調整官の設置

警視庁及び道府県警察本部（以下「本部」という。）の交通事故事件捜査担当課に、次により、被害者連絡調整官を設置するものとする。

（1）要件

被害者連絡調整官は、交通事故被害者等に対する被害者対策の経験が豊富な警視又は警部の階級にある者で、「ち密な交通事故事件捜査の推進について」（平成20年3月17日付け警察庁丙交指第13号、丙交企第29号）に定める交通事故事件捜査統括官以外の者をもって充てるものとする（被害者連絡調整官は、兼任でも可とする。）。

なお、本部の交通事故事件捜査担当課において被害者連絡実施要領第4-1(2)に基づき被害者連絡責任者が指定されている場合には、当該被害者連絡責任者をもって充てるものとする。

（2）任務

- ア 交通事故被害者等に対する被害者対策の総括に関すること。
- イ 警察署の被害者連絡責任者に対し、交通事故被害者等に対する被害者連絡に関する指導を行うこと。

ウ 警察署が取り扱った事案であって、交通事故被害者等から被害者連絡における説明内容及び説明方法について要望、意見が申し立てられるなど本部の交通事故事件捜査担当課において組織的な対応が必要な事案について、当該警察署の被害者連絡責任者に対する指導を行うほか、必要に応じ直接被害者連絡を実施すること。

エ 交通事故被害者等に対する被害者連絡における説明内容及び説明方法について必要に応じ地方（区）検察庁の検察官と協議を実施するとともに、当該協議結果に基づき警察署の被害者連絡責任者に対し指導を行うこと。

オ 交通専務員等に対し、交通事故被害者等に対する被害者対策に関する教養を実施すること。

（3）交通事故事件捜査統括官との緊密な連携

被害者連絡調整官は、交通事故に係る被害者対策の推進に当たって、交通事故事件捜査統括官と緊密な連携を図るものとする。

2 交通事故被害者等の心情に配意した被害者対策に向けた教養の推進

（1）被害者連絡調整官による教養

被害者連絡調整官は、交通事故被害者等の心情に配意した被害者対策を推進するため、各都道府県警察の実施する交通任用科教養、交通事故捜査専科教養等を通じて、被害者対策の経験、実例等を踏まえ、適切な被害者連絡の実施方法その他の被害者対策に関する教養を推進するものとする。

（2）交通事故被害者等による講話

交通事故被害者等の心情についての理解を深めさせるため、各都道府県警察の実施する交通任用科教養に際しては、交通事故被害者等による講話の機会を設けるよう努めるものとする。